

○長野市土地改良事業分担金等徴収条例

平成4年3月30日長野市条例第18号

改正

平成16年12月28日条例第134号

平成21年12月28日条例第113号

平成30年12月20日条例第54号

長野市土地改良事業分担金等徴収条例

長野市土地改良事業経費賦課徴収条例（昭和41年長野市条例第73号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野県営土地改良事業（以下「県営事業」という。）及び市営土地改良事業（以下「市営事業」という。）に要する費用又は経費（以下「費用等」という。）に係る分担金若しくは金銭（以下「分担金等」という。）又は特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（分担金等の徴収）

第2条 分担金等は、県営事業（法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。以下同じ。）又は市営事業によって利益を受ける者で、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものから徴収する。

（分担金等の額）

第3条 分担金等の額は、県営事業にあつては法第91条第2項の規定により市が負担する負担金の額の範囲内、市営事業にあつては当該事業に要する費用等のうち、県から交付を受ける補助金の額を除いた費用等の額の範囲内において、毎年度市長が定める。

（分担金等の納期）

第4条 分担金等の納期は、納入通知書の発行の日から30日以内とする。

（分担金等の徴収猶予等）

第5条 市長は、災害その他特別な事情により、特に必要があると認めるときは、分担金等の徴収を猶予し、又はその全部若しくは一部を減免することができる。

（特別徴収金）

第6条 県営事業又は国の補助の対象となる市営事業で、市長が指定するものの施行に係る地域内の農用地が、当該事業の工事の完了について法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を市長が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過するまでの間に、農用地以外に転用される場合には、当該転用に係る農用地（以下「転用農用地」という。）につき法第3条に規定する資格を有する者から、当該事業に要する費用等から第3条の規定により定める分担金等の額に相当する額を除いた額を、その者が有する当該地域内の土地の面積に割り振って得られる額の範囲内で、当該転用農用地の面積に応じた額を特別徴収金として徴収する。

2 機構関連事業の施行に係る地域内の土地について、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、

当該機構関連事業の工事の完了について法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を市長が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過するまでの間に、法第91条の2第6項各号掲げる者が同項各号に定める場合に該当するときは、その者から特別徴収金を徴収する。

- 3 前項の特別徴収金の額は、当該機構関連事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により市が負担する負担金の額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額以内の額とする。
- 4 市長は、転用農用地の面積が市長が指定する面積を超えない場合その他特に徴収の必要がないと認めるときは、第1項及び第2項の特別徴収金を徴収しないことができる。
- 5 第4条の規定は、特別徴収金について準用する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
（豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の編入に伴う経過措置）
- 2 豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の編入の日前に豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の区域内において施行された土地改良事業に係る豊野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和45年豊野町条例第18号）、県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和55年豊野町条例第22号）、戸隠村建設事業分担金徴収条例（昭和45年戸隠村条例第24号）、戸隠村土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和54年戸隠村条例第11号）、戸隠村農地災害復旧事業受益者分担金徴収条例（平成11年戸隠村条例第9号）、鬼無里村村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和29年鬼無里村条例第8号）、大岡村分担金徴収条例（昭和50年大岡村条例第17号）及び大岡村農地災害復旧費分担金徴収条例（昭和58年大岡村条例第17号）（以下「豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の条例」という。）の規定による分担金又は金銭の徴収に関する取扱いについては、この条例の規定にかかわらず、豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の条例の例による。
（信州新町及び中条村の編入に伴う経過措置）
- 3 信州新町及び中条村の編入の日（次項において「編入日」という。）前に土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和42年信州新町条例第5号。以下「信州新町条例」という。）又は中条村土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例（昭和43年中条村条例第12号。以下「中条村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 編入日前に信州新町及び中条村の区域内において施行された土地改良事業で、編入日以降も引き続いて施行されることとなるものに係る金銭、夫役又は現品の賦課徴収については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ信州新町条例及び中条村条例の例による。この場合において、信州新町条例第2条第2項中「方法は町議会の承認を経て」と

あるのは「方法は、」と、第3条第1項中「60日」とあるのは「30日」と、第5条中「場合に限り、町議会の議決を経て」とあるのは「場合に限り、」と、中条村条例第2条第2項中「方法は、村議会の承認を経て」とあるのは「方法は、」と、第3条第1項中「60日」とあるのは「30日」と、第5条中「場合に限り、村議会の議決を経て」とあるのは「場合に限り、」と読み替えるものとする。

附 則（平成16年12月28日条例第134号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日条例第113号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第54号）

この条例は、平成31年1月1日から施行する。